

令和6年第11回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和6年11月27日(水)
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 502会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 林 幹字
委員 小野 聡子 委員 高田 彩
委員 大井 知教
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 柴田 光起
理事兼学校教育監 石田 隆幸
生涯学習課長 松田 直樹
文化財課長 武田 健市
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 1名
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
(1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経
報告第14号 るべき事件の議案の作成に係る意見につい
て(専決処分の報告、指定管理者の指定、工
事請負変更契約の締結))
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和6年第10回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。事務局。

鈴木主査

小野委員と高田委員から、それぞれ修正箇所をご教示いただきましたので、報告します。

4ページ5行目、高田委員の発言で「伺いたいで、」を「伺います。」に、同ページ14行目、「訪れる」を「太宰府市を訪問する」に、同ページ同行の「多賀城のこと」を「事前に多賀城のこと」に修正します。

11ページの21行目、高田委員の発言で「文化芸術活動を割合と」を「文化芸術活動の割合や」に、同ページ23行目、「NPO「活動、」を「NPO活動、」と活動の前のかぎかっこを削除します。同ページ24行目「参加して間に、次の施設」を「参加していますかに、「次の施設」に。同ページ28行目「生涯学習の促進として」を「「生涯学習の促進」として」とかぎかっこを付け、同ページ最終行「市民活動の場が」を「市民活動の場としても」に修正します。

12ページの20行目、高田委員の発言で「それを市民が」を「鑑賞の機会から市民が」に、同ページ同行の「行う」を「取り組む」に、同ページ21行目「そういう声」を「ニーズの声」に修正いたします。

13ページ17行目、小野委員の発言で「高田委員話を」を「高田委員の話を」に修正します。

15ページ7行目、生涯学習課長の発言で「カルチャア・コンビニエンス」を「カルチャア・コンビニエンス」に修正します。

17ページ19行目、生涯学習課長の発言で「お願いします」を「お願いいたします」に修正します。以上です。

教育長

ほかにございますか。小野委員

小野委員

18ページの私の発言で「記載されている方ら」を「記載されている方が」に修正してください。

教育長

以上の箇所の修正をお願いします。
よろしいでしょうか、ほかにございますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、小野委員、高田委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程第3 諸般の報告について － 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

令和6年第10回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

初めに教育総務課関係です。10月26日、多賀城東小学校及び山王小学校、多賀城八幡小学校で学習発表会が開催されました。続いて、11月1日に城南小学校、11月15日に天真小学校、11月16日に多賀城小学校で開催されました。

10月31日、「令和6年宮城県文化の日表彰」が東京エレクトロンホール宮城で行われ、教育文化功労として個人4名、1団体が表彰されました。

11月1日、「多賀城創建1300年記念令和6年多賀城市市政功労者表彰式典」が文化センターで行われ、教育文化功労として個人16名が受彰されました。

11月9日、「令和6年度多賀城市総合防災訓練」が行われました。教育委員会関係では、学校施設、社会教育施設等の被災状況把握訓練等を実施しました。

11月12日、市議会全員協議会が開催され、教育長、教育部長等が出席しました。教育委員会関係の案件としては、先月の定例会で決定した「多賀城市立図書館に係る指定管理者の指定について」及び「市川伊保石の埋蔵文化財発掘調査現場で発生した水道管破損事故について」の2点を報告いたしました。なお、本件につきましては、この後改めてご報告いたします。

11月14日、「令和6年宮城県教育功績者表彰」が宮城県庁で行われ、社会教育功労として個人1名が表彰されました。

11月14日、多賀城中学校で1年生を対象にキャリアセミナーが開催され、市の若手職員8名が講師を務めました。

11月19日、「教職員全体研修会」を文化センターで開催しました。

11月21日、「多賀城創建1300年記念給食」を中学校4校で実施しました。続いて、11月22日に小学校東部の3校、11月27日に小学校西部の3校で実施しました。市内の全小学校の5年生が植えて、10月に収穫した古代米の入ったご飯に、1300年にちなんで13種類の具材を使用した「1300年記念カレー」を児童生徒に提供しました。

続いて生涯学習課関係です。

11月7日、「子ども・若者育成支援強調月間 県下一斉街頭指導」の一環として、青少年育成センター等関係者による「一斉街頭指導」を実施しました。市役所本庁舎前から東回り、西回りの2班に分かれてJR多賀城駅に向かって出発し、同駅において「啓発のチラシとポケットティッシュ」を配布しました。

11月10日、「スイーツウォーキング」を、多賀城政庁跡周辺で開催し、420名が参加しました。ウォーキングコースを歩き、チェックポイントでは地元菓子店のスイーツを楽しみました。

11月16日から17日まで、「第5回全国万葉故地サミット越前市大会」が福井県越前市で開催され、教育長及び教育部長が出席しました。

11月17日、「第43回多賀城市民音楽祭」が文化センターで開催され、20団体の出演があり、927名が参加しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから6ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

10月29日、歴史的食文化（古代米）の体験学習として、市内小学校6校の5年生による稲刈りを実施し、585名の児童が参加しました。

11月14日、令和6年度全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会 北海道・東北ブロック会議を市民活動サポートセンターで開催、15日に現地視察を行いました。埋蔵文化財調査センターから4名、北海道・東北ブロック内の関係自治体から11名が出席しました

11月15日、全国史跡整備市町村協議会臨時大会が東京都で開催され、市長及び文化財課長が出席しました。

11月21日、歴史的食文化（蕎麦）の体験学習として、城南小学校の6年生による刈取りを実施し、100名の児童が参加しました。

6ページをお願いします。令和6年11月27日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。林委員

林委員

1ページの11月14日の多賀城中学校で実施したキャリアセミナーとは、どういう内容ですか。

教育次長

こちらは多賀城市の若手職員。8の部署だったと思います。中学校側から市の各課の仕事の話を聞きたいというリクエストを受け、税務、地域コミュニティ、文化財、都市計画等の複数部署の20歳代の若手職員が多賀城中学校を訪問し、一年生を対象に、1クラス2名ぐらいつつから、どのような仕事をしているのかという話を聞くセミナーを中学校からのリクエストによって実施しました。

林委員

はい、わかりました。

教育長

他に、ありますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議
報告第14号 案の作成に係る意見について（専決処分の報告、指定管理者
の指定、工事請負変更契約の締結）**

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、「臨時代理事務報告第14号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（専決処分の報告、指定管理者の指定、工事請負変更契約の締結））」を議題といたします。内容につきましては、部長から説明をいたします。教育部長。

教育部長

臨時代理事務報告第14号についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

令和6年11月21日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から第4回市議会定例会に提出する事案の議案作成にあたり、意見を求められました。

事案は、資料に記載の報告1件、提案2件です。

左側8ページの臨時代理書をご覧ください。これは、市議会定例会に議案を提出するにあたり、予め教育委員会を開催する暇がなかったことから、11月22日付けで教育長により臨時代理したものです。臨時代理の内容は、提出議案に対して異議ない旨の回答となります。

本日は、3つの事案について臨時代理事務報告をさせていただきますが、説明は、それぞれ担当課長等からご報告いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、まず初めに、「専決処分の報告、和解及び損害賠償の額の決定」に関する案件についてです。12ページをご覧ください。

これは、埋蔵文化財の発掘調査時に、職員が運転する公用車による物損事故に関して、相手方と示談が成立し、損害額の決定に当たり市長が専決処分したことから、その内容について市議会の承認を求め提案するものです。

1、事故発生の日時ですが、記載のとおりです。

2の事故の状況ですが、状況図で説明いたしますので、14ページをご覧ください。

さい。

車道に面した入口付近に、公用車1台と社用車1台が駐車しておりました。そんな中、発掘調査箇所の土砂埋め戻し作業をするために、重機を搬入することとなったため、重機の搬入路を確保するため、市職員1名が当該敷地の入口付近に駐車していた公用車を後方に移動させました。移動する際、隣接地との境界は、隣接地への宅内配水管を埋設している立ち入り禁止エリアであったため、ここに車両を乗り入れすることがないように細心の注意を払い、公用車をバックさせていたところ、運転席の右側部分に注意が集中したため、図にありますとおり、当該敷地の東側に駐車していた相手方車両（社用車2）の左側後方部に接触したものです。この結果については、12ページにお戻りください。

項番2の「事故の状況」の2段落目にありますとおり、相手方の車両のリヤバンパー、テールランプ付近に損傷の損害を与えたものであります。

3、事故の原因ですが、本件事故は、市職員が公用車を後方に移動させる際に、後方の状況の確認を怠ったことに起因して発生したものでございます。

4の損害賠償の額でございますが、車両修理費及び代車費として21万7,871円で、内訳は車両修理費が16万7,871円、代車費が5万円となっております。

なお、この損害賠償金につきましては、市が加入している保険の保険者から全額が相手方に支払われるものでございます。

5、和解ですが、本件事故につきましては、令和6年11月15日に相手方と示談が成立しております。

11ページにお戻りください。和解の内容等について申し上げます。

和解の相手方は、1に記載のとおりです。

和解の内容は、2に記載しておりますとおり、市が相手方に対して損害賠償金21万7,871円を支払うほか、市と相手方との間に何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

公用車の運行にあっては、常日頃より、交通ルールを順守することはもとより、細心の注意を払って運転するよう指導してきたところですが、今回の事故を踏まえまして、改めて、所管の全所属長を通して、所属職員全員に注意喚起を行ったところです。同じ過ちを繰り返さぬよう、再発防止に向けてより一層注意してまいります。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、2つ目の報告として指定管理者の指定について、生涯学習課長からご説明します。

生涯学習課長

15 ページをご覧ください。指定管理者の指定について説明いたします。

1 の「指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称」は、多賀城市立図書館です。

2 の「指定管理者となる団体」は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社です。

3 の「指定の期間」は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするものです。

16 ページから46 ページまでの議案資料につきましては、10月23日開催の第10回教育委員会定例会において説明させていただいた議案第17号関係資料と同様の内容となっておりますので、説明は 概要のみとさせていただきます。

16 ページをお願いします。

7月3日に指定管理者評価委員会を開催し、18 ページにあるように524点の良という結果を得て、7月24日の第7回教育委員会定例会において候補者の選定を非公募により選定することを決定しました。

その後、10月2日に指定管理者選定委員会を開催し、25 ページにあるように531点の良という結果を得て、10月23日の第10回教育委員会定例会において指定管理者の候補者とすることを決定しました。

今後のスケジュールですが、46 ページをお願いします。

12月の第4回市議会定例会で議決をいただきましたら、2月に基本協定書、3月に年度協定書を締結し、4月からは、第3期指定管理期間のスタートとなります。以上で、指定管理者の指定について説明を終わります

文化財課長

続きまして、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

資料47 ページをご覧ください。

はじめに、本契約につきましては、令和4年第12回教育委員会定例会、臨時代理事務報告第16号でご報告いたしました、「令和4年度特別史跡多賀城跡南門周辺地形修復・築地堀復元工事」の、増額の変更契約に関するものでございます。

当該工事につきましては、令和4年度から令和6年度までの複数年にわたる工事請負契約でございまして、令和4年第4回多賀城市議会定例会において議決を受け、12月21日に本契約を締結したものでございます。

多賀城南門及び築地堀、政庁南大路及び南北大路の工事が概ね完成したことから、周辺環境の整備に取り掛かるべく、本年第9回教育委員会定例会 臨時代理事務

務報告第13号、令和6年度多賀城市一般会計補正予算に対する意見において、2,400万円の増額としてご報告差し上げたものでございます。

今般、変更内容が確定し、令和6年度第4回多賀城市議会定例会で議決を受けることから、本委員会においてご報告するものです。

1の契約の目的は、令和4年度特別史跡多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元工事でございます。

2の変更前、現在の契約金額が6億2,480万円に対して、3の設計変更により1,769万3,500円の増額となることから、4の変更後の契約金額が6億4,249万3,500円となるものでございます。

48ページをお開きください。

工事変更の概要についてご説明いたします。

項番1から4につきましては、現契約と変更はございません。

項番5につきましては、先ほど申しましたとおり、復元工事の進捗に伴い、関連する環境整備、設備工事等を追加で発注するものでございます。

具体的に申し上げますので、50ページをご覧ください。

今回行います、主な変更内容は、資料下段の表にある6件でございます。

記載のナンバーと平面図に記載のナンバーが合致しておりますので、合わせてご確認いただければと思います。

ナンバー1は、南門及び築地塀周りに、5か所の防犯カメラ、炎センサーを設置します。このうちの一つは、多賀城碑を対象としております。

ナンバー2は現在建設中のガイダンス施設の脇に階段を設けて、中央公園のトイレ側から延びるスロープに連結させるものです。急斜面を移動する動線を複数確保し、見学者を速やかに平坦なエリアへ移動させたいと考えたものでございます。

ナンバー3は、多賀城碑が国宝指定となったことに伴い、その情報を発信するための案内板を設置するものでございます。この案内板は、国宝として指定された多賀城碑が、江戸時代に発見されて以降現在に至るまで、良好な状態で継承され、国宝としてだけではなく、国の名勝にも指定されていることを紹介します。

ナンバー4は、築地塀周りの汚損・損傷等への対策でございます。屋根から落ちる雨水の跳ね返りを防止するために、排水するための環境改善を図ります。

ナンバー5はバリアフリー対策費として、南門の基壇部分の段差解消等を図ります。

ナンバー6は、南北大路周辺の電気設備の見直しをかけたことから、電気設備、機械設備にかかる施工数量が減となったものでございます。

以上で、工事の変更概要の説明を終了させていただきます。

教育部長

以上で、臨時代理事務報告第14号に関する説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。林委員。

林委員

12ページの事故の和解に関する件ですが、事故当時は公用車に職員が乗車していたのは、運転していた一人だけだったのでしょうか。

文化財課長

公用車には、運転手の職員1名だけが乗車していました。

林委員

相手方の車両は停止していたのですか、それとも移動中だったのですか。

文化財課長

停止中の相手方の車に接触しました。

林委員

負傷はしなかったのですか。

文化財課長

運転していた職員、相手方にも怪我はありませんでした。

林委員

はい、ありがとうございます。

教育長

そのほか、ございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第14号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第14号について、承認いたします。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

教育長

事務局からありますか。教育部長

教育部長

諸般の報告で申し上げた「市川伊保石の埋蔵文化財発掘調査現場で発生した水道管破損事故について」をご説明いたします。お配りした資料2の1ページをお願いします。

市川字伊保石地内で実施しております西沢遺跡の発掘調査について、重機による掘削を行っていた際、調査区域に敷設している水道排水管を破損させた事案です。

この事故に伴い、近隣住宅地で断水が発生し、市民に大変ご迷惑をおかけいたしました。また、復旧に要する費用を一般財源の予備費で対応いたしました。その上、今般復旧工事が完了したことから、事故の状況等について、市議会の全議員に対しご報告いたしました。

復旧工事完了してからのお話となりましたので、教育委員の皆様へは、本日のご報告となりましたことについては、なにとぞ、ご理解をお願いします。

事故の詳細について、1ページの「1発掘調査概要」をご覧ください。

調査名は、「宅地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査」で、令和5年度からの継続事業として行っております。工事箇所は、市川字伊保石地内で、ページ下の平面図の○で示された部分となります。

開発事業者、受注者、契約金額及び契約期間は記述のとおりです。

2ページをお願いします。「2事故の状況・経緯」になります。時系列で記載しております。本日は事故発生当日を中心にご説明いたします。

こちらの発掘調査は令和6年4月16日から開始しております。5月16日掘削にとりかかりましたところ、午前11時頃掘削箇所の雨水管が集中していたことから排水用水中ポンプを設置する目的で、重機でくぼみをつくる作業を行った際、その区域内に敷設してありました直径100mmの水道配水管を破損してしまいました。

11時5分頃、上司への報告と併せて、上下水道部へ事故発生報告しました。

11時40分頃、上下水道部職員及び多賀城市指定給水工事業者が現地到着し、応急復旧工事を開始いたしました。

15時30分頃、応急復旧工事が完了し、通水を開始しましたが、この工事に伴い14時から17時までの間、近隣住宅98戸で断水を生じさせてしまいました。

なお、上下水道部と協議し、この応急復旧工事は、あくまで応急的なものであることから、安全な給排水活動を行うため、本格的な復旧工事が必要であることを確認しました。

5月24日、近隣住宅への影響等を考慮し、安全確保のため、不断水工法で復旧工事を実施する必要があることを確認しました。

事故発生原因の精査、課題完結に向けた対応方法の検討を進め、7月10日、施工方法を不断水工法により実施すること、費用につきましては予備費等で対応対抗することを決定し、7月30日、本復旧工事に係る修繕工事の契約を締結しました。

その後、期間延長変更契約の締結を伴いましたが、10月15日、現地工事が完了し、10月30日、新たな配水管による通水作業が始まりました。

3ページをお願いします。上段は、事故発生地点の概況図です。色が薄い部分が前年度の発掘調査箇所、色が濃い部分が今年度の発掘調査箇所、今回水道管を破損したのが、色の濃い箇所の北側、四角の線で囲んだ場所となります。

同ページの下段は、事故発生状況です。

発掘調査箇所が沢地となっており、前日の雨の影響等もありまして、掘削範囲を含め周囲に雨水がたまっている状況でした。このため排水用の水中ポンプを設置する目的で、重機による作業を行った際に、掘削範囲に埋設されていた水道配水管

の継手部分を持ち上げてしまい、配水管の下部を破損させ、漏水が発生しました。

4 ページをお願いします。

左側の写真は応急復旧工事のものです。水道配水管の継手部分にある袋ジョイントという部分の継手部分を覆う部品により修繕工事を行いました。

右側の写真は、本復旧工事の様子です。今回の、事故は重機で配水管を持ち上げたことに起因します。破損させた部位に限らず、持ち上げた後の影響による既存の配水管の安全性を確保するために、新たにバイパス管を設置する形での復旧工事を行いました。

続きまして「3 事故の原因」です。

発掘調査の実施にあたりましては、埋蔵文化財調査センターが作成、運用しているマニュアルに基づいて、開発事業者から提出された書類をもとに埋設管等の支障物の有無を確認すること、併せて、開発事業者等の関係者と現地立会いの上、掘削箇所の埋設管等の確認を実施することとしています。

しかしながら、今回の事故におきましては、提出書類に対しての組織的な確認不足、事前の現地調査等が不十分であったため水道配水管の有無を見落としてしまったこと、掘削箇所への雨水が集積した状況のままで掘削を進めてしまった等、事前調査や掘削の作業手順の不備が事故の原因であると捉えています。

続いて「4 復旧に要する経費」です。

大きく2つに大別して、(1)工事に係る経費です。応急復旧工事で107万8千円、本復旧工事で643万5千円、合計で751万3千円となっております。(2)その他の経費として、応急復旧に係る上下水道部職員の現場立会費で34万101円。臨時水道料金等、これは漏水にかかる水道料金で7万1,940円。本復旧工事に係る上下水道部職員の現場立会い26万150円。合計で67万2,191円となっております。

工事とその他を併せて、総額818万5,191円が復旧に要する経費となりました。

5 ページをお願いします。「5 復旧に要する経費の支払い」についてですが、復旧費用については、破損した資産が水道事業会計ではあるものの、本市の組織、埋蔵文化財調査センターが、本市、多賀城市の資産を破損したものと解釈されます。従いまして、全国市長会市民総合賠償補償保険というものに多賀城市として加入していますが、この保険の適用の対象とはならないことから、原因者として多賀城市が一般会計で対応するものとなりました。

復旧費用のうち、修繕に係る費用については、迅速性を要することから予備費を充用し、その他復旧に係る上下水道部職員の現場立会費等は、同センターの既決の

予算で対応させていただいたということです。

最後に「6再発防止策」について、ご説明します。

繰り返しになりますが、今回の事案は、開発事業者から提出された発掘調査に関する書類の確認が不十分であったこと、埋蔵文化財調査センター職員間での情報共有が図られていなかったことに加え、庁内関係部署との調整不足等組織的な対応に不備があったことが原因だと考えています。

そのため、発掘調査に関する書類確認や現地立会、関係部署との協議等を徹底すること、埋蔵文化財調査センターで作成したマニュアルに基づいた運用の徹底、加えて、発掘調査における掘削技術等のスキルを高めるため、外部研修への積極的な参加はもとより、所内研修を実施すること等の取組みにより、再発防止に努めてまいりたいと考えています。大変申し訳ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

説明がありましたが、本日2件の事故について報告ということになりました。特にこの水道管の件につきましては、あってはならないミスをしてしまったと考え、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

ご質問がありますでしょうか。高田委員。

高田委員

もともとの埋蔵文化財発掘調査の期間は、今年度内の契約となっておりますが、今回の事故を受けて、予定通り調査が行われて、年度内に終了するのでしょうか。

文化財課長

はい、この現場については、調査は完了しました。

高田委員

ありがとうございます。

教育長

その他、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和6年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時35分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和6年12月25日

多賀城市教育委員会

教育長

委員

委員